

湯沢市教育大綱

《令和7年度～令和11年度》

教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもので、本市では、総合振興計画(平成29年度～令和8年度)と教育行政方針(年度毎策定)の中間に位置づけられるものです。

【基本理念】

ふるさとに誇りをもち 未来を創る人材を育み
誰もが光り輝くまち ゆざわ

【基本方針】

特色ある学校教育

ふるさとの「ひと・もの・こと」を生かし、
創意工夫に満ちたゆたかな教育を推進します

- ◆ふるさとにあふれる自然・伝統・文化に関心を持ち、ふるさとに生きることの誇りを育みます。
- ◆生命を大切にし、自他を尊重するとともに、高い志をもって心豊かにたくましく生きる児童生徒を育みます。
- ◆授業でのICTの効果的な活用を進めるとともに、一人ひとりの児童生徒が主役となって学び、互いに高め合う授業を実践することにより、確かな学力を育みます。
- ◆幼児の教育及び保育の充実とともに、小学校への円滑な接続に努めます。
- ◆コミュニティ・スクールを推進し、地域全体で学校や子どもたちの活動を支援する取組や、地域とともにある学校づくりに努めます。

学習環境の充実

子どもの安全・安心の確保と学習環境の充実を図ります

- ◆学校施設の長寿命化を進めるとともに、安全・安心な施設の維持管理に努めます。
- ◆学校や保護者、地域との丁寧な検討を重ね、児童生徒にとって望ましい学習環境の充実に努めるとともに、将来を見据えた学校環境の整備に努めます。
- ◆児童生徒のゆたかな学びや安全・安心な生活を支える、ICT環境の充実を図ります。
- ◆安全・安心な放課後児童健全育成事業の実施と施設整備に努めます。

生涯学習の推進

生涯にわたって生きがいをもち、主体的に学べる
多様な学習の場を提供し、充実を図ります

- ◆地域資源の効果的な活用と関係機関の連携により、いつでも、どこでも、だれでもが世代や国籍、障がいの有無等に関わらず自分らしく学べる環境の構築を目指します。
- ◆市民ニーズを捉え、グローバル化や情報化社会に対応した質の高い学習機会の提供に努めます。
- ◆生涯学習施設等の計画的な整備と機能の向上により、時代の要請に応じた学びの場の提供を進めます。
- ◆図書館、学校、地域等の連携により、あらゆる世代の読書機会の拡充を図ります。
- ◆「音楽のまち“ゆざわ”」を推進し、音楽があふれる明るいまちづくりを進めます。
- ◆芸術鑑賞の機会の提供や自主的・創造的な芸術文化活動の支援に努めます。

スポーツの振興

世代や目的に応じてスポーツに親しみ、
にぎわいのあるまちを目指します

- ◆市民の誰もが、体力や年齢、興味、目的等に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指します。
- ◆スポーツ施設の計画的な改修と整備により、スポーツを楽しめる安全で快適な環境づくりに努めます。
- ◆地域や学校、関係団体等あらゆる立場の市民との協働により、スポーツを活用した地域づくりを推進します。

文化財の保存・活用・継承

郷土の歴史文化に触れる機会の充実に努め、
地域への愛着と誇りを育てます

- ◆指定等文化財の現状確認を進めるとともに、未指定文化財の把握調査を行い、文化財指定等による保存を推進します。
- ◆複合公共施設を中心とする多彩な展示等により、郷土の歴史文化を知り、学ぶ機会の充実を図ります。
- ◆地域・行政・民間の協働により、郷土の歴史文化、伝統行事等を次世代へとつなぐ環境づくりを進めます。